

レクリエーション災害補償プラン(傷害保険)のご案内

レクリエーション災害補償プランでは、『急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害』に対して各種保険金を支払う保険です。

保険金額・日額 (ご契約金額)	
死亡・後遺障害	1,000千円
入院保険金日額	1,500円
通院保険金日額	1,000円

お支払する保険金	
死亡保険金	行事参加中の偶然な事故により、ケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、死亡・後遺障害保険金の全額をお支払します。 注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払します。
後遺障害保険金	行事参加中の偶然な事故により、ケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 注:保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	行事参加中の偶然な事故により、ケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院の日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 注:入院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
通院保険金	行事参加中の偶然な事故により、ケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、通院の日数に対して1日につき90日を限度として通院保険金日額をお支払します。ただし、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障のない程度になおったとき以降の通院に対しては支払いません。
手術保険金	行事参加中の偶然な事故により、ケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払します。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意によるケガ。
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ。
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ。
- 戦争、内乱、暴動、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ。
- 他覚症状のないむちうち症および腰痛。

など